

証券コード 2761
2021年8月19日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目3番7号
トシン・グループ株式会社
代表取締役社長 加藤 光 昭

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素はご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主の皆様の安全・安心の観点から、書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

お手数ではございますが、後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月2日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場におきましては、感染予防策の一環として座席の間隔を空けるため、会場席数が例年より少なくなっております。当日のご入場をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月3日（金曜日）午前9時
（受付開始時刻：午前8時）

※議決権行使基準日を6月20日としたことにより、昨年と同様、開催日が例年より1ヶ月程遅くなっております。ご注意ください。

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階 「センチュリールーム」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
本年も昨年と同様、株主様控え室をご用意しておりません。
ご来場時には、マスクをご持参いただき、ご着用ください。
会場に設置するアルコール消毒液の使用、ならびに検温にご協力ください。
体調の優れない株主様（体温が37.0度以上）はご出席をお控えください。
なにとぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

＜株主総会当日の新型コロナウイルス感染症への対応＞

当社の対応について

株主総会における当社運営スタッフは、事前の体調チェックならびに検温を実施した上で、フェイスシールド、マスク及び手袋を着用して、対応させていただきます。

また、当社役員は、事前の体調チェックならびに検温を実施した上で、株主様との間隔を十分取り、マスクを着用して対応させていただきます。

ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項 第44期(2020年5月21日から2021年5月20日まで)事業報告、
計算書類及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 代理人によるご出席の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は他の議決権を有する株主様1名とさせていただきます（その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。）。

(2) 議決権の不統一行使に際しての事前のご通知方法

株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、2021年8月30日（月曜日）までに、当社に対しその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。

5. 株主様へのお知らせ方法

事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.toshingroup.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年5月21日から
2021年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による、再三にわたる緊急事態宣言の発令や延長により、経済活動が大きく制約され、個人消費も低迷するなど、深刻な影響を受けました。対策としてのワクチン接種が始まりましたが、変異株の感染者が増加するなど、リバウンドも懸念されており、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが関わる電設資材卸売業界におきましては、新築住宅着工戸数が81万戸と前年度対比で約8.1%減と、2期連続の大幅減となり、リフォーム、リニューアル需要も減少、他業界を含めた競合が更に激化しております。

このような状況の中で、当社グループは、感染対策を十分に行ったうえで効率的な営業活動を展開し、新規得意先の獲得をはじめとする小口多数販売の基盤強化に取り組んでまいりました。一方で、得意先の状況変化に素早く対応するなど、債権管理も強化してまいりました。

この結果、売上高は406億2千8百万円（前連結会計年度比5.2%減）、経常利益は22億7千3百万円（前連結会計年度比20.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億6千1百万円（前連結会計年度比23.2%減）となりました。

② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施致しました企業集団の設備投資の総額は、3億8千万円で、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、ソフトウェア等への投資であります。

土地	158百万円
建物及び構築物	127百万円
機械装置及び運搬具	78百万円
ソフトウェア	13百万円

設備投資の所要資金は、全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 対処すべき課題

新型コロナウイルスの収束に向けて、ワクチンに期待が寄せられています。社員がワクチン接種を積極的に受けることと、従来にも増した感染対策を徹底することで、安心、安全な営業活動が出来る体制を作り上げてまいります。

感染対策を重視した新しい生活様式によるニーズに対応した商材なども提供しながら、基本戦略である地域密着の営業活動を引続き推進し、小口多数販売の強化を図ってまいります。

また、債権管理をこれまで以上に強化してまいります。コロナウイルス対策のための政府による緊急融資も、返済がスタートしており、これに耐えられなくなる中小企業や個人事業主が増加し、当社の得意先にも影響が出てくるものと予想されます。「取引確認書」における保証人の取得、保証極度額の確認など、しっかりと対処するとともに、個別得意先の状況に常に目を配り、迅速な対応を図って参ります。

次期の連結業績見通しにつきましては、売上高412億5千万円、経常利益23億9千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益15億4千万円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	43,285	43,998	42,857	40,628
営 業 利 益 (百万円)	2,271	2,228	1,918	1,613
経 常 利 益 (百万円)	3,065	3,088	2,855	2,273
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,007	2,030	1,903	1,461
1株当たり 当期純利益	239円22銭	246円10銭	236円98銭	183円82銭
総 資 産 (百万円)	42,029	42,116	42,118	43,413
純 資 産 (百万円)	35,528	35,903	36,137	37,222
自己資本比率 (%)	84.4	85.1	85.7	85.6

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ト シ ン 電 機 (株)	10,000千円	100.0%	電気工事材料卸売
丸 菱 電 機 (株)	10,000千円	100.0%	電気工事材料卸売
ラ イ ト 電 機 (株)	10,000千円	100.0%	電気工事材料卸売
あかり・ライフインテリア(株)	10,000千円	100.0%	電気工事材料卸売 内・外装工事 インテリアコーディネート業
(有) 山 之 内 電 材	3,000千円	50.0%	電気工事材料卸売

(4) 主要な事業内容 (2021年5月20日現在)

電気工事材料、照明器具及び電気器具の販売
建材、環境設備機器、空調設備設計施工管理

取扱商品分類	主要商品	売上高構成比率 (連結)	
		2019年度	2020年度
照明器具類	住宅用、施設用、水銀灯 (H I D)、ランプ、LED、その他	22.01%	21.20%
電線・配管材類	Fケーブル、I V、S V、通信線、ポールパイプ・CD管、配線器具、その他	22.56%	22.35%
配・分電盤類	ブレーカー、電路資材、低圧機器、高圧機器、制御機器、その他	9.00%	8.69%
空調機器類	換気扇、ルームエアコン、パッケージエアコン、エアコン部材、その他	22.31%	23.54%
建材類	風呂、洗面台、トイレ、キッチン、内・外装材、オール電化関連商品、太陽光発電システム、その他	6.66%	6.56%
その他	通信機器、情報機器、家電、OA機器、架線材料、工具類、その他	17.46%	17.66%

(5) 主要な営業所 (2021年5月20日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区新宿一丁目3番7号
営業所	住宅環境システム(新宿区) 制御機器販売センター(本社内)
商品センター	東京都大田区

② 連結子会社

トシン電機(株) (本社 東京都新宿区)	営業拠点 東京都区内 18営業所 東京都その他 11営業所 神奈川県内 21営業所 埼玉県内 20営業所 千葉県内 14営業所 茨城県内 5営業所 群馬県内 3営業所 栃木県内 1営業所
丸菱電機(株) (本社 東京都渋谷区)	営業拠点 東京都区内 7営業所 東京都その他 1営業所 埼玉県内 1営業所
ライト電機(株) (本社 東京都新宿区)	営業拠点 東京都区内 2営業所
あかり・ライフインテリア(株) (本社 東京都板橋区)	営業拠点 東京都区内 2営業所
(有)山之内電材 (本社 東京都江戸川区)	

(6) 使用人の状況 (2021年5月20日現在)

使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
664 (7)	△9 (-)

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及び嘱託は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年5月20日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 会社の株式に関する事項（議決権行使基準日：2021年6月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 11,405,400株
(当事業年度中の増減なし)
- ③ 株主数 515名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (議決権行使基準日：2021年6月20日現在)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率
加 藤 光 男	2,447,500	30.78%
加 藤 光 昭	2,245,600	28.24%
(株) ケ イ ア イ テ イ	1,026,500	12.91%
加 藤 隆 子	630,700	7.93%
トシクゝルーフゝ仕入先持株会	466,200	5.86%
トシクゝルーフゝ従業員持株会	325,900	4.10%
東京海上日動火災保険(株)	172,500	2.17%
加 藤 美 奈 子	114,700	1.44%
加 藤 一 昭	68,800	0.87%
加 藤 眸	66,300	0.83%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,453,425株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2021年5月20日現在)

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加 藤 光 男	
代表取締役社長	加 藤 光 昭	仕入担当
取締役常務	深 瀬 晃 宏	総務・経理・人事担当
取締役	三 浦 正 人	広報・管理担当
取締役	多 嶋 大 輔	労務・社内体制企画担当
取締役	丸 山 勝 美	総務課 I R 担当
取締役	三 木 朋 太 郎	トシン電機㈱代表取締役社長
取締役	峯 村 勝 己	丸菱電機㈱代表取締役社長
取締役	小 木 邦 男	ライト電機㈱代表取締役社長 あかり・ライフインテリア㈱ 代表取締役社長
取締役(社外)	金 子 英 男	
監査役(常勤)	田 中 長 八 郎	
監査役(社外)	光 藤 周 一	㈱光藤工務店代表取締役社長
監査役(社外)	阿 久 津 正 志	弁護士

- (注) 1. 取締役金子英男は、社外取締役であります。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 監査役光藤周一、阿久津正志の両名は、社外監査役であります。
3. 監査役光藤周一は、建設業界における長年の経験と知見を有しております。
また、会社経営者として財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 当事業年度末日以降の役員の異動は、ありません。
5. 当社は、いずれの取締役、監査役とも、責任限定契約は締結しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等

(イ) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、会社の経営成績及び各役員の役位及び職務の内容に応じた業績の評価等を勘案し相当と思われる額としております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年8月5日で、決議の内容は、取締役の報酬限度額が年額6億6千万円以内（員数10名）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1997年8月19日で、決議の内容は、監査役の報酬限度額が年額3千万円以内（員数3名）であります。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長加藤光男であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役会において報酬等の決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議した上で、上記の報酬の範囲内で各取締役の報酬を決定することにあります。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

当事業年度における取締役の報酬等の額の決定過程において、取締役会は、代表取締役会長加藤光男より報酬等の決定方針と決定方法の説明を受け、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議致しました。

なお、監査役の報酬については、上記の報酬の範囲内で監査役の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬により構成されております。業績連動報酬は、短期の業績に連動する報酬であり、業績連動報酬以外の報酬は固定報酬が該当いたします。その支給割合は、管理部門担当取締役は業績連動報酬1割、業績連動報酬以外の報酬9割、営業部門担当取締役は業績連動報酬8割、業績連動報酬以外の報酬2割をおおよその目安としております。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

取締役		監査役		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
11名	449,499千円	3名	10,725千円	14名	460,224千円

- (注) 1. 上表には、2020年9月4日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、使用人分給与は含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、社外取締役1名に対する支給額4,200千円を含んでおります。
3. 監査役の支給額には、社外監査役2名に対する支給額6,012千円を含んでおります。
4. 上記には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
- ・取締役に対する役員退職慰労引当金繰入額 53,453千円
 - ・監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 165千円

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役光藤周一は、(株)光藤工務店の代表取締役であります。(株)光藤工務店と当社との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役金子英男は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。

空調業界での長期の経験に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、経営戦略の策定などにおいて専門的な見地から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- ・監査役光藤周一は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。

建設会社の経営者として、また建設業界での長期の経験に基づく深い造詣をもとに、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査体制などについて、適宜、必要な発言を行っております。

- ・監査役阿久津正志は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会12回の全てに出席致しました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、コンプライアンス、内部統制システム等について、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人 A&Aパートナーズ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(イ) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に

係る報酬等の額 21,900千円

(ロ) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上

の利益の金額 21,900千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当社及び子会社（以下、当社グループ）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関し、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり定めております。

- (1) 当社グループの取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「倫理規程」「行動規範」を定め、取締役・使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。なお、作成した文書の保存期間は法令その他別段の規定があるほかは、文書管理規程に定める保存期間とします。

また、法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務管理、安全管理、コンプライアンスなどの各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部署において、規程、マニュアル等を作成し、その周知徹底を図るものとします。

新たに発生したリスクについては、代表取締役社長がマニュアル等にその対処を追加、または必要に応じて新たな担当部署の設置を速やかに指示します。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会においては、当社グループの取締役・使用人が共有する全社的な目標を定めます。取締役はその目標達成のために、各部門の具体的な目標及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし改善を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。

- (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ならびに、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が定期的に報告を受けて管理を行ない、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとし、

また、子会社のリスク情報の有無を監査するため、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、監査課を中心として、定期的な監査を実施する体制を構築します。監査の結果、子会社に損失発生危険を把握した場合には、直ちに取締役及び関連部署に報告される体制を構築します。

- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人はその職務の遂行に関して、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役の指揮命令を受けないものとし、

また、当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査役の同意を得なければならないものとし、

- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、以下の事項について、監査役に報告する義務を負うほか、監査役会の規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び提供を行なうものとし、

- ・取締役会の決議事項
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・当社グループの取締役及び使用人の法令、定款違反行為またはこれらの行為を行なう恐れのある事実
 - ・監査課による内部監査の結果
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- なお、監査役への報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行なうことを禁止します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役がその職務の執行に係る費用の支払いを求めた場合、必要ないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担します。
代表取締役社長、広報・管理担当役員及び監査課課長は、定期的に監査役と意見交換する機会を設け、監査役の監査の実効性確保に努めるものとしします。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、企業理念に基づいた「倫理規程」「行動規範」を子会社を含めた各事業所に掲示することにより、その浸透に努めております。

企業集団全体のリスク管理においては、代表取締役社長を中心に各部門・部署におけるリスク提言に努めております。

取締役は、取締役会及び部長会において年度計画の進捗状況の確認を行なうとともに、迅速かつ効率的な業務を行なっております。また、各子会社の状況についても、担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行なっており、必要に応じて取締役会に報告を行なっております。

内部監査の実施については、子会社を含めた各事業所において、監査課が年間の内部監査計画に基づき、諸規程の遵守状況について監査を行なっております。なお、内部監査時に確認された内容については、監査課から担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行なっております。

当社の監査役への報告としては、取締役会等の会議体を通じて、適宜報告がされております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年5月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	29,536,227	【流動負債】	3,910,944
現金及び預金	22,229,543	買掛金	2,594,707
受取手形及び売掛金	6,352,493	未払法人税等	391,892
商 品	790,407	賞与引当金	192,000
そ の 他	175,757	未 払 金	396,455
貸倒引当金	△11,974	そ の 他	335,889
【固定資産】	13,877,578	【固定負債】	2,280,683
【有形固定資産】	10,611,859	役員退職慰労引当金	1,122,606
建物及び構築物	1,647,035	退職給付に係る負債	1,078,704
機械装置及び運搬具	692,276	そ の 他	79,373
土 地	8,180,474	負債合計	6,191,628
そ の 他	92,073	純 資 産 の 部	
【無形固定資産】	464,952	【株主資本】	36,966,318
借 地 権	304,507	資 本 金	865,000
ソフトウェア	70,073	資 本 剰 余 金	1,514,631
ソフトウェア仮勘定	53,972	利 益 剰 余 金	43,676,788
そ の 他	36,400	自 己 株 式	△9,090,101
【投資その他の資産】	2,800,766	【その他の包括利益累計額】	203,122
投資有価証券	511,360	そ の 他 有 価 証 券 金	142,546
出 資 金	1,440	評 価 差 額	60,576
繰延税金資産	779,046	退 職 給 付 に 係 る 額	60,576
敷金及び保証金	1,386,667	調 整 累 計 額	60,576
そ の 他	151,795	【非支配株主持分】	52,736
貸倒引当金	△29,543	純資産合計	37,222,178
資産合計	43,413,806	負債・純資産合計	43,413,806

連結損益計算書

(2020年5月21日から
2021年5月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,628,295
売 上 原 価		32,079,770
売 上 総 利 益		8,548,524
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,935,122
営 業 利 益		1,613,401
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,492	
受 取 配 当 金	15,885	
受 取 会 費	568,837	
そ の 他	55,431	659,647
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	39	39
経 常 利 益		2,273,009
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,175	1,175
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	901	
固 定 資 産 除 却 損	2,855	3,756
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,270,427
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	819,534	
法 人 税 等 調 整 額	△14,093	805,440
当 期 純 利 益		1,464,986
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,129
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,461,857

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月21日から
2021年5月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	865,000	1,514,631	42,660,287	△9,080,213	35,959,705
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△445,355	—	△445,355
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,461,857	—	1,461,857
自己株式の取得	—	—	—	△9,888	△9,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,016,501	△9,888	1,006,613
当 期 末 残 高	865,000	1,514,631	43,676,788	△9,090,101	36,966,318

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	75,031	53,288	128,319	49,606	36,137,631
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△445,355
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,461,857
自己株式の取得	—	—	—	—	△9,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67,515	7,287	74,803	3,129	77,933
当 期 変 動 額 合 計	67,515	7,287	74,803	3,129	1,084,546
当 期 末 残 高	142,546	60,576	203,122	52,736	37,222,178

連 結 注 記 表

1. 記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

- ・トシン電機(株)
- ・丸菱電機(株)
- ・ライト電機(株)
- ・あかり・ライフインテリア(株)
- ・(有)山之内電材

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備と構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
車両運搬具	2～6年
その他（工具、器具及び備品）	2～20年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度のその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 779,046千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、当期末日以降連結計算書類作成時までに入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症は、大きな影響を与えるものではないと判断しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,839,663千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,405,400	—	—	11,405,400

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,451,825	1,600	—	3,453,425

(変動事由の概要)

増加は定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月4日 定時株主総会	普通株式	222,700	28.0	2020年6月20日	2020年9月7日
2020年12月28日 取締役会	普通株式	222,655	28.0	2020年11月20日	2021年1月29日

② 連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年9月3日開催の定時株主総会に次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

・配当の原資	利益剰余金
・配当金の総額	222,655千円
・1株当たりの配当額	28円
・基準日	2021年6月20日
・効力発生日	2021年9月6日

8. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、当社は総合設立型の厚生年金基金である東京都電機企業年金基金に加入しております。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2020年3月31日現在）

a. 年金資産の額	119,769百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	<u>136,406百万円</u>
c. 差引額 (a-b)	△16,637百万円

② 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1.69%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,756百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年6ヶ月の元利均等償であり、当社グループは連結計算書類上、年金拠出額87,923千円を費用処理しております。なお、上記②の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(2) 退職給付債務及び退職給付に係る負債

① 退職給付債務	1,078,704千円
② 年金資産	<u>一千円</u>
③ 退職給付に係る負債 (①-②)	1,078,704千円

(注) 上記の他、総合型の厚生年金基金制度に係る年金資産があり、当社掛金拠出割合で計算した年金資産の額は、2,024,108千円であります。

(3) 退職給付費用の内訳

① 勤務費用	63,307千円
② 利息費用	3,990千円
③ 期待運用収益	—
④ 数理計算上の差異の処理額	△6,352千円

(注) 厚生年金基金制度を含めておりません。なお、年金拠出額は87,923千円であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	0.38%~0.41%
② 期待運用収益率	—
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。)

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り、短期的な運転資金を銀行借入にて賄っております。

受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクについては、当社グループの内部規程に従い、得意先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎期全取引先の信用状態を把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注2）参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
① 現金及び預金	22,229,543	22,229,543	—
② 受取手形及び売掛金	6,352,493	6,352,493	—
③ 投資有価証券	511,260	511,260	—
資 産 計	29,093,298	29,093,298	—
④ 買掛金	2,594,707	2,594,707	—
⑤ 未払法人税等	391,892	391,892	—
⑥ 未払金	396,455	396,455	—
負 債 計	3,383,055	3,383,055	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

- ① 現金及び預金 ② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ③ 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負 債

- ④ 買掛金 ⑤ 未払法人税等 ⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	100
出資金	1,440
敷金及び保証金	1,386,667

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

出資金、敷金及び保証金についても、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,674円24銭

(2) 1株当たり当期純利益 183円82銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	1,461,857千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	1,461,857千円
普通株式の期中平均株式数	7,952,501株

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年5月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	26,926,708	【流動負債】	3,203,435
現金及び預金	20,345,373	買掛金	2,596,956
受取手形	847,840	未払金	134,510
売掛金	5,237,198	未払費用	19,269
商品	268,502	未払法人税等	381,825
前払費用	36,792	賞与引当金	21,000
未収入金	105,573	その他	49,874
立替金	85,083	【固定負債】	1,300,405
その他	343	役員退職慰労引当金	1,122,606
【固定資産】	13,274,434	退職給付引当金	122,598
【有形固定資産】	9,707,393	預り保証金	55,201
建物	1,464,406	負債合計	4,503,841
構築物	14,516	純資産の部	
車両運搬具	26,128	【株主資本】	35,554,755
工具、器具及び備品	21,874	資本金	865,000
土地	8,180,467	資本剰余金	1,514,631
【無形固定資産】	459,446	資本準備金	1,514,376
借地権	304,507	その他資本剰余金	255
ソフトウェア	70,073	利益剰余金	42,265,225
ソフトウェア仮勘定	53,972	利益準備金	124,883
施設利用権	809	その他利益剰余金	42,140,341
電話加入権	30,085	別途積立金	8,000,000
【投資その他の資産】	3,107,594	繰越利益剰余金	34,140,341
投資有価証券	511,360	自己株式	△9,090,101
関係会社株式	557,377	【評価・換算差額等】	142,546
出資金	1,110	その他有価証券評価差額金	142,546
繰延税金資産	577,495	純資産合計	35,697,301
会員権	121,857	負債・純資産合計	40,201,143
敷金及び保証金	1,341,423		
その他	10,970		
貸倒引当金	△14,000		
資産合計	40,201,143		

損 益 計 算 書

(2020年5月21日から
2021年5月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商品売上高	34,278,176	
経営管理指導料	1,327,406	
賃貸料収入	685,355	36,290,938
売 上 原 価		
商品売上原価	32,134,744	32,134,744
売 上 総 利 益		4,156,193
販売費及び一般管理費		2,638,626
営 業 利 益		1,517,567
営 業 外 収 益		
受取利息	18,802	
受取配当金	15,879	
受取管理料	59,163	
受取家賃	4,150	
受取会費	567,537	
その他	59,458	724,991
営 業 外 費 用		
支払手数料	39	39
経 常 利 益		2,242,519
特 別 利 益		
固定資産売却益	27	27
特 別 損 失		
固定資産売却損	138	
固定資産除却損	27	165
税引前当期純利益		2,242,380
法人税、住民税及び事業税	760,272	
法人税等調整額	△15,723	744,549
当 期 純 利 益		1,497,831

株主資本等変動計算書

(2020年5月21日から
2021年5月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	865,000	1,514,376	255	1,514,631	124,883	8,000,000	33,087,865	41,212,749	△9,080,213	34,512,167
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△222,700	△222,700	—	△222,700
剰余金の配当 (中間配当)	—	—	—	—	—	—	△222,655	△222,655	—	△222,655
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,497,831	1,497,831	—	1,497,831
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△9,888	△9,888
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,052,475	1,052,475	△9,888	1,042,587
当期末残高	865,000	1,514,376	255	1,514,631	124,883	8,000,000	34,140,341	42,265,225	△9,090,101	35,554,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	75,031	75,031	34,587,198
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△222,700
剰余金の配当(中間配当)	—	—	△222,655
当期純利益	—	—	1,497,831
自己株式の取得	—	—	△9,888
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	67,515	67,515	67,515
当期変動額合計	67,515	67,515	1,110,102
当期末残高	142,546	142,546	35,697,301

個 別 注 記 表

1. 記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの
方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日
以降取得の建物附属設備と構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	10～20年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）
に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 577,495千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社では、当期末日以降計算書類作成時までに入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症は、大きな影響を与えるものではないと判断しております。

6. 貸借対照表に関する注記	
(1)有形固定資産の減価償却累計額	2,579,158千円
(2)関係会社に対する短期金銭債権	5,880,873千円
(3)関係会社に対する長期金銭債務	54,849千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

34,742,008千円

その他の営業取引高

610,253千円

営業取引外の取引高

81,729千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,451,825	1,600	—	3,453,425

(変動の事由概要)

増加は定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式の買取りによるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

23,650千円

未払事業所税

2,261千円

賞与引当金

6,430千円

退職給付引当金

37,539千円

役員退職慰労引当金

343,741千円

会員権評価損

11,955千円

関係会社株式

198,986千円

減価償却超過額

5,628千円

その他

16,242千円

計

646,436千円

繰延税金負債

固定資産税

6,029千円

その他有価証券評価差額金

62,911千円

計

68,940千円

繰延税金資産の純額

577,495千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己計算において所有している会社	(株)ケイアイ アイ	10,000	不動産 賃貸	(被所有) 直接 12.9	役員 2名	不動産 賃貸	不動産 賃貸	401,874	敷金 及び 保証金	253,047

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 賃借料は、近隣の相場を参考に対象物件の当社としての利便性等を斟酌して決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	トシン 電機(株)	10,000	電気設 備資材 の販売	(所有) 直接 100.0	役員 5名	当社仕入 商品の販 売及び不 動産賃貸	商品売上	29,836,801	売掛金	4,658,083
							経営管理 指導料	1,208,406	受取手形	722,454
							賃貸料収入	685,355		
							受取管理料	47,315	未収入金	3,737

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

商品売上・経営管理指導料・受取管理料については、関係会社との「取引基本契約書」をもとに、同社の経営状況等を斟酌して、単価・料率等を決定しております。賃貸料収入については、近隣の相場を参考に対象物件の当社としての利便性を斟酌して決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,489円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 188円34銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,497,831千円
普通株式に係る当期純利益	1,497,831千円
普通株式の期中平均株式数	7,952,501株

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月1日

トシン・グループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 町 田 眞 友 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トシン・グループ株式会社の2020年5月21日から2021年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トシン・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月1日

トシン・グループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 A&Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 町 田 眞 友 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トシン・グループ株式会社の2020年5月21日から2021年5月20日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月21日から2021年5月20日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月2日

トシン・グループ株式会社 監査役会

監査役（常勤） 田 中 長 八 郎 ㊟

監 査 役 光 藤 周 一 ㊟

監 査 役 阿 久 津 正 志 ㊟

（注）監査役光藤周一及び監査役阿久津正志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円(普通配当)
総額 222,655,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月6日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款第12条は、第45期からは、東京オリンピックの開催がなくなりますので、議決権行使基準日を、事業年度末日の5月20日に戻すものであります。

合わせて、現行定款第44条の配当金基準日も、5月20日に戻すものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6月20日</u> とする。	第2章 株式 (基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月20日</u> とする。
第7章 計算 (期末配当金) 第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>6月20日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。	第7章 計算 (期末配当金) 第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>5月20日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 三木朋太郎、小木邦男の2名が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	(再任) (みき ともたろう) 三木 朋太郎 (1953年5月20日生)	1977年4月 松下電工株式会社 入社 (現 パナソニック株式会社) 2006年7月 トシン電機分割準備株式会社 入社 代表取締役社長 2006年11月 トシン電機株式会社 入社 代表取締役社長 (現任) 2007年8月 当社 取締役 (現任)	6,600株
(取締役候補者とした理由) 営業分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引続き取締役候補者と致しました。			
2	(再任) (おぎ くにお) 小 木 邦 男 (1959年4月14日生)	1982年4月 ヤマト電機株式会社 入社 2001年6月 同社 代表取締役 2005年3月 ライト電機株式会社 入社 代表取締役社長 (現任) 2007年8月 当社 取締役 (現任) 2014年5月 あかり・ライフインテリア株式会社 代表取締役社長 (現任)	1,400株
(取締役候補者とした理由) 営業分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引続き取締役候補者と致しました。			

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

